

大規模小売店舗立地法の解説 〔第4版〕

平成19年5月
経済産業省
商務情報政策局流通政策課

目 次

第1条(目的)	1頁
第2条(定義)	2頁
第3条(基準面積)	8頁
第4条(指針)	9頁
第5条(大規模小売店舗の新設に関する届出等)	12頁
第6条(変更の届出)	23頁
第7条(説明会の開催等)	31頁
第8条(都道府県の意見等)	35頁
第9条(都道府県の勧告等)	39頁
第10条(生活環境の保持の配慮)	42頁
第11条(承継)	43頁
第12条(関係行政機関の協力)	45頁
第13条(地方公共団体の施策)	46頁
第14条(報告の徴収)	48頁
第15条(大都市の特例)	50頁
第16条(経過措置)	51頁
第17条(罰則)	52頁
第18条	52頁
第19条	52頁
第20条	52頁
第21条	52頁
〔附則〕	
第1条(施行期日)	54頁
第2条(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の廃止)	54頁
第3条(輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における 小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律の廃止)	55頁
第4条(経過措置)	55頁
第5条	56頁
第6条	59頁
第7条	59頁
第8条(政令への委任)	59頁
第9条(小売商業調整特別措置法の一部改正)	60頁
第10条(通商産業省設置法の一部改正)	61頁

(目的)

第1条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本法全体の目的を宣言した規定である。

この法律は、大規模小売店舗が多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、その立地が、周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保するための手続を定めるものである。

【補足説明】

「生活環境の保持」

ここでいう「生活環境の保持」とは、具体的には、大規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、交通安全、騒音等の問題に適正な対処がなされることにより、当該大規模小売店舗の周辺の地域において通常存することが期待される環境が保持されることを意味する。

「周辺の地域において通常存することが期待される環境」とは、「当該地域の住民が感覚的に不快と感ぜない状態」に加え、「当該地域の住民が享受することを期待し得る利便性」をも含む概念である。すなわち、大規模小売店舗の立地に際して特徴的に生じる問題の中には騒音のように感覚的に不快と感ぜる事象もあれば、交通渋滞のように利便性の低下と捉えられる事象もある。この法律は、この両者を「生活環境」と捉えて、「生活環境」を保持しつつ大規模小売店舗の立地が行われることを実現しようとするものである。

「国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上」

大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境を保持しつつ行われることにより、小売業の健全な発展が図られ、国民経済及び地域社会が質的にも均衡のとれた発展を遂げ、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現が達成されることとなる。

(定義)

第2条 この法律において、「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において、「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

【趣旨】

本条は、この法律の適用対象を明確にするため、店舗面積及び大規模小売店舗の定義を明らかにしたものである。

【補足説明】

第1項

「店舗面積」

この法律は、小売店舗が大規模である場合、来客数や物流量が格段に大きくなることに着目したものである。したがって、本法の適用対象となるには、小売業が行われる建物であることと、それが一定以上の面積を有することが必要となる。本項は、かかる観点から、本法の適用を受ける小売店舗の基準となる「店舗面積」の定義を明確にしたものである。

「小売業」

「小売業」は、標準産業分類上「飲食店業」を含まないが、この法律の施行により廃止された大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「大店法」という。）と同様に、確認的にその趣旨を明らかにした。また、物品加工修理業は、洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等を意味するものであるが、小売業と密接、不可分の関係にあるため、大店法と同様に対象に含めたものである。

「小売業を行う」

「小売業を行う」とは、物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。小売業を営利目的を持って行うか否かと、来客数、物流量とは直接関係がないので、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象としたものである。

- (1) 小売業者でない者が、個展やバザー等において一回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うこととはならないが、初めての販売行為であっても、継続反復の意思があればこれに該当する。
- (2) カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うものと解される。
- (3) 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業における物品の販売は、その販売が、客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることとはならない。
- (4) 会員制販売であっても、最終消費者への販売行為と認められる場合には、小売業を

行うものと解される。

「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいう。

なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなる。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはならない。

「床面積とは」

床面積とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう（建築基準法施行令第二条第一項第三号）。

「店舗面積」の範囲については、次のように統一的に解釈するものとする。

一 店舗面積に含まれる部分

部 分 名	定 義	備 考
(1) 売 場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。	
(2) ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。	
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面	

(引渡を含む。)の用に直接供する部分	積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	
--------------------	--	--

二 店舗面積に含まない部分

部 分 名	定 義	備 考
(1) 階 段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。	
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(4) 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1)参照

(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(8) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。	
(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	注(2)参照
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	
(14) はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。	

(注)

(1) 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、柵、扉等固定したものとする。

(2) 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第二条第一項第八号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第二条第一項第二号の規定による「建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる

柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

第2項

この法律では、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が、次条の基準面積を超えるものを「大規模小売店舗」という。

「一の建物として政令で定めるもの」

「一の建物」には、政令で定める次のような建物も含まれる。

「大規模小売店舗立地法施行令で定める事項」

（一の建物）

政令第一条

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

第一号は、屋根、柱又は壁を共有する建物を共通にする建物を一の建物とするものである。他方、例えば駅の両端にそれぞれショッピングセンターがあるような場合には、駅建物を通じて、両端のショッピングセンターは屋根、柱又は壁を共通にする一の建物になっているが、実質的にみて、二つのショッピングセンターが各々別々の機能を果たしているときには、両者を一体として考える必要性がないため、各々が一の建物となる。

なお、道路その他の施設が「公共の用に供される」ものであるか否かは、次の条件を満たす場合その他管理権の所在、利用形態、建設目的等から総合的に判断することとする。

この場合、実態的に判断することが原則であるが、国、地方公共団体、公共企業体等との間で、契約等による裏付けがあれば、この点がより明確になると思われる。

買物客以外の通行人が相当数を占め

周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの

第二号は、別々の建物であっても、通路によって接続され機能が一体となっている場合には、一の建物とするものである。これは、百貨店等でよく見受けられるように、実質的に、二つの建物が全体としてワン・ストップ・ショッピングの場を形成しているためである。

（専用通路によって接続され機能的に一体となっているものについては、専用通路か否かは、管理権の所在、利用者の内訳、建設目的等を総合的に判断して決することとする。）

地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のように解する。地上の建物とその地下部分は一の建物として扱う。

上記 の地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物とするが、建物の構造、営業主体、営業方法等からみて機能的に同一と認められるものは、一の建物として扱う。

第三号は、上記の場合も含めて、一の建物に附属建物があるときには、これも併せたものをもって、一の建物とすることとしたものである。

附属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、建物の構造、主たる建物との関係等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるか否かを問わないものとする。

(基準面積)

第 3 条 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要なかつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

3 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

【趣旨】

本条は、大規模小売店舗を定義する際の基準面積についての規定であり、この法律の適用範囲を明らかにするものである。

【補足説明】

第 1 項

政令で定める基準面積

政令では、千平方メートルと定められている。

車による来客数、物販に係る物流の量や頻度、廃棄物の量等に着目し、大型店の立地が生活環境に与える影響に鑑みると、千平方メートル超の小売店舗では、それ以下の小売店舗に比して一段の違いが認められるため、適用対象となる店舗面積を千平方メートル超としている。

第 2 項

基準面積を超える規模の小売店舗であっても、都市再開発等が計画的に行われているなどの特別の事情、付近の開発状況、道路の整備状況、事業所や住居の立地状況などの地域的な特性に照らして、国が全国的な観点から定めた基準より大きな規模の店舗が進出しても、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないと判断できる地域について、本法の運用主体である都道府県の判断により、一定の区域について、条例により、周辺生活環境の保持に必要なかつ十分な程度において、政令で定める基準面積を超える他の面積の基準を設けることができることとしたものである。

第 3 項

都道府県が、条例で、政令で定める基準面積を超える他の面積基準を定めた場合に、その基準が適用される区域の範囲を当該条例で明らかにしなければならない旨を定めたものである。

(指針)

第4条 経済産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(以下「指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項
- 二 大規模小売店舗の施設(店舗及びこれに附属する施設で経済産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの
 - イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
 - ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

【趣旨】

大規模小売店舗の周辺の地域の良好な生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、その立地に際し、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について、関係行政機関の長に協議して、指針を定めることを経済産業大臣に求めた規定である。

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項」とは、大規模な集客や物流といった特性を有する大規模小売店舗の出店によって生ずる事象に関する事項である。具体的には、例えば、交通の渋滞や交通安全、騒音や廃棄物などに関する事項が挙げられる。大規模小売店舗を設置する者は、この指針で定められた事項を踏まえ、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法を決めていくこととなり、また、都道府県は、この指針を勘案しつつ、届出に対する意見の提出、勧告等の手続を必要に応じて行っていくことになる。

【補足説明】

「関係行政機関の長に協議して」

本法の対象である生活環境について知見を有する行政機関の長への協議を定める規定である。

主な行政機関としては、道路、都市環境の整備に係る国土交通大臣、交通管理に係る警察庁長官、騒音、廃棄物問題に係る環境大臣等が挙げられる。

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項」

設置者が配慮すべき一般的な責務を定めたものである。

第四条で定める指針においては、次のとおり規定している。

- ・立地に伴う周辺の地域の生活環境への影響についての十分な調査や予測
- ・地域住民への適切な説明
- ・都道府県からの意見に対する誠意ある対応
- ・小売業者の履行確保、責任体制の明確化
- ・大規模小売店舗の開店後における適切な対応

「(店舗に) 附属する施設であって経済産業省令で定めるもの」

店舗に附属する施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設、廃棄物の処理施設である。(施行規則第二条)

「経済産業省令で定める事項」

(店舗に附属する施設)

省令第二条

法第四条第二項第二号の経済産業省令で定める店舗に附属する施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物(以下この条において「廃棄物」という。)及び資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。

「施設の配置及び運営方法」

「施設の配置」とは、店舗の位置及び機能を考慮して必要となる駐車場や荷さばき施設等の設置並びにその位置を設定することをいう。

一方、「施設の運営方法」とは、営業時間や施設の管理時間といった施設の具体的な運営方法を指す。

「駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項」

交通渋滞、歩行妨害等により円滑な交通が阻害されること等により、地域の住民等の利便及び業務の利便を損なうことのないよう配慮すべき事項を定めるものである。

具体的には、駐車需要の充足等交通に係る事項、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定、歩行者の通行の利便の確保等への配慮について定められている。

「住民の利便及び商業その他の業務の利便」

円滑な交通の確保等の「利便の確保について」は、当該地域に住んでいる者が利便性を損なわずに活動できるという観点、当該地域で行われる業務が利便性を損なわずに行われるという観点があり、双方の観点から配慮が払われることとなる。

なお、商業は、通常、大規模小売店舗が立地する地域の周辺における業務の代表的なものとして例示している。

「騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項」

大規模小売店舗における営業活動に伴って発生する業務音や廃棄物等は、施設の配置や運営方法によっては、地域の住民等の生活環境を悪化させる場合がある。設置者は、このような事態を回避するための必要な配慮を行うものとする。

具体的には、指針では以下のように定められている。

・騒音の発生に関する事項

設置者は、大規模小売店舗の営業活動に伴い発生する騒音について、騒音の防止に関連する法令を遵守するとともに、周辺地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮をするものとする。

- ・廃棄物等に関する事項

設置者は、建物内の小売店舗から排出される廃棄物等に係る保管、運搬、処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮を行わなければならない。設置者は、廃棄物等の処理等について、廃棄物等に関連する法令、地方公共団体の条例及び関連施策の趣旨、内容を十分考慮して適切に対応しなければならない。

- ・街並みづくり等への配慮

設置者は、当該大規模小売店舗が立地する地域において、既に街並みづくりやアーケード整備等の事業が行われている場合、これらの効果を減殺することのないよう、適切な協力を行うことが必要である。また、夜間照明についても必要な配慮をするものとする。

(大規模小売店舗の新設に関する届出等)

第5条 大規模小売店舗の新設(建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。)をする者(小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、次の事項を当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県(以下単に「都道府県」という。)に届け出なければならない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
- 2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 都道府県は、第一項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び前項の添付書類を公告の日から四月間縦覧に供しなければならない。
- 4 第一項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない。

【趣旨】

本条は、大規模小売店舗の新設をする場合に必要となる届出等について定めたものである。

【補足説明】

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)(以下「中活法」という。)第三十六条の第一種大規模小売店舗立地法特例区域(以下「第一種特例区域」という。)内において大規模小売店舗を設置しようとする場合には、当該届出の必要はない。(中活法第三十六条第三項)

第1項

大規模小売店舗の設置者を届出者とする理由

大店法においては、大規模小売店舗で小売業を営む者が届出義務を負うこととなっていたが、この法律においては、大規模小売店舗を設置する者が届出義務を負うこととしている。

大店法が小売業を営む者を届出義務者と規定していた理由は、大店法は大規模小売店舗の有する顧客誘引力に着目し、大規模小売店舗で営業することの優位性を有する小売業者の営業活動につき周辺の中小小売業者への影響の視点から調整を図るものだからで

ある。したがって、大店法は、大規模小売店舗の設置者に対する規制ではなく、大規模小売店舗で営業を行う個々の小売業者に対して休業日数や閉店時刻（営業方法）及び営業を行う広さ（店舗面積）といったその顧客誘引力を調整する法律であった。

一方、大店立地法は、大規模小売店舗の有する大規模な集客や物流といった特性に着目し、その出店によって生ずる事象（具体的には、交通渋滞や交通安全、騒音や廃棄物）への配慮を求めるものである。各々の項目は、いずれも大規模小売店舗という施設を管理するその設置者が施設全体の問題として配慮すべき事項である。

したがって、大店立地法においては、届出義務を負う者を大規模小売店舗の設置者としている。

「運用を行う行政庁」

運用を行う行政庁は、都道府県及び政令指定都市とされている。その理由は、以下に述べるとおりである。

この法律は、定量的なあるいは一律の規制内容をあらかじめ定め、それを具体的事案に単純に当てはめれば足りるとするものではなく、大規模小売店舗の立地に際して生じる影響を適正化していくため、大規模小売店舗の設置者にあらかじめ届出を行わせ、周辺的生活環境への影響からの意見を有する関係者からの意見を踏まえた上で、大規模小売店舗の立地に伴う問題の適切な解決を図るものである。かかる手続を通じて影響の適切な評価、妥当な解決を図っていくためには、運用を行う行政庁は、ある程度広範な地域を鳥瞰し、場合によっては複数の他の同様の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い得る主体であることが必要であり、こうした観点から、都道府県及び政令指定都市としている。

「大規模小売店舗の新設」

新設には、全く新しい建物を建設して店舗面積が基準面積を超える場合のみならず、既存の建物を増築して、その店舗面積を増加し、基準面積を超える場合、及び既存の建物は何ら増築しなくとも、その全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が基準面積を超える場合を含む。要するに「新設」とは、建物の新築、増築の有無を問わず、店舗面積が基準面積を超える場合をいう。

「新設をする者」

新設をする者とは、当該建物の所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者等は含まない。

政令で定める大規模小売店舗の新設の届出方法

「大規模小売店舗立地法施行令で定める事項」

（届出の方法）

政令第三条

法第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出は、当該新設をする者がするものとする。ただし、その者が二人以上である場合には、これらの者の全部又は一部が共同してすることができる。

建物が区分所有されている場合

建物が区分所有されている場合であっても、当該建物における店舗面積が基準面積を

超えるときは、各区分所有者は「新設をする者」としてそれぞれ届出を行わなければならない。この場合において、区分所有者の中に、新設後における自分の所有に係る建物の部分に店舗がない者（例えばマンション所有者）は「新設をする者」には含まれず届出の必要はない。また、自分の所有に係る建物の部分に店舗がある者は、新設のときに自分の所有に係る建物の部分に増築等の工事を行わなくても「新設をする者」に含まれ、届出をしなければならない。各区分所有者は、それぞれ届出しなければならないが、各区分所有者の全員が共同して、又は一部が共同して届出を行うことができる。

届出事項について

届出内容は、以下に掲げるとおりである。

法第五条第一項

第一号 大規模小売店舗の名称及び所在地

第二号 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

第三号 大規模小売店舗の新設をする日

第四号 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

第五号 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

第六号 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

「経済産業省令で定める事項」

法第五条第一項第五号及び第六号の経済産業省令で定めている事項とは、以下のとおりである。

（大規模小売店舗の新設に関する届出）

省令第三条第一項（施設の配置に関する事項）

法第五条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 駐車場の位置及び収容台数
- 二 駐輪場の位置及び収容台数
- 三 荷さばき施設の位置及び面積
- 四 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

省令第三条第二項（施設の運営方法に関する事項）

法第五条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 三 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

「駐車場の位置及び収容台数」

設置者は、大規模小売店舗の新設に伴って生ずる来客の自動車が周辺道路における円滑な交通を阻害することのないよう配慮することが必要である。特に、必要十分な駐車スペースを適切な位置に確保することは、設置者が実行可能な交通対策の中でも最も重要な措置であり、指針においても基準値を提示している。かかる観点から駐車場の収容台数及び位置を届出事項としている。

具体的には、様式第一（第五条第一項の届出の場合。以下同じ。）の届出書に駐車場の収容台数の合計あるいは各駐車場ごとの収容台数（単位：台）を記すとともに、駐車場の位置を示す配置図を記載（添付）することとする。（各施設の位置を示す配置図については、個別に用意する必要はなく、ひとつの図面で複数の施設の位置が把握できれば十分である。以下第一項において同じ。）

「駐輪場の位置及び収容台数」

設置者は、来客の自転車が大量に周辺の歩道等に広がることにより、歩行者等の通行を阻害することのないよう配慮することが必要である。自転車による来客に見合った適切な規模の駐輪場を確保することは、こうした問題に対して設置者がとるべき重要かつ基本的な措置であることから、その収容台数及び位置を届出事項としている。

具体的には、様式第一の届出書に駐輪場の収容台数（単位：台）を記すとともに、位置を示す配置図を記載（添付）することとする。

「荷さばき施設の位置及び面積」

「荷さばき施設」とは、大規模小売店舗の敷地内において、荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入車両が荷さばき作業中に駐車している場所を含む。）のことをいい、店舗の屋内にあるか屋外にあるかを問わない。

なお、荷さばき待ちの車両が待機するための場所として設定された専用の区域がある場合、当該区域が上記区域と一体的に運用されている場合には、これを含む。

商品の搬出入は、小売業を行う上で必要不可欠の作業であるが、搬出入の際には車両が頻繁に出入りすること、早朝に作業を行うことが多いこと等により、搬出入車両が周辺の円滑な交通や安全な通行等住民の利便を損なう、あるいは作業に伴って生ずる騒音が住民の安眠を阻害するなど周辺的生活環境に悪影響を与える可能性がある。荷さばき施設の規模及び位置は、こうした影響を考える上で重要な基本データであることから届出事項としている。

具体的には、様式第一の届出書に荷さばき施設の（二カ所以上ある時はそれぞれの）面積（単位：㎡）を記すとともに、位置を示す配置図を記載（添付）することとなる。

「廃棄物等の保管施設の位置及び容量」

設置者は、廃棄物等が搬出されるまでの間、廃棄物等を適切に保管し周辺に散乱することのないよう配慮することが必要である。設置者が行うべき対応として、小売業の事業活動に伴って生ずる廃棄物等を確実に保管しておくことができる大きさの施設を用意することが最も重要であり、指針においても基準となる容量を定めている。かかる観点から廃棄物等の保管施設の容量及び位置を届出事項としている。

具体的には、様式第一の届出書に廃棄物等の保管施設の容積（単位：㎡）を記すとともに、位置を示す配置図を記載（添付）することとする。

「大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻」

営業時間帯は生活環境の保持を考える際の基本的なデータであり、特に騒音問題については音が発生する時間帯が重要な要素であることから届出事項としている。

具体的には、様式第一の届出書に原則として大規模小売店舗の小売業者ごとにそれぞれ開店時刻と閉店時刻を記載することとする。ただし、当該大規模小売店舗全体として小売業者の営業時間を決め、管理しているような場合には、その統一的な時間を記載することが想定される。

「来客が駐車場を利用することができる時間帯」

駐車場は、来客による大量の自動車が行き来する場であり、また音の発生源でもある。駐車場の利用可能時間は、自動車に係る各種交通対策をとる際の重要な前提であり、また、騒音問題の観点からもその時間帯を把握しておくことが必要となるため、届出事項として規定している。

具体的には、様式第一の届出書に、各駐車場が最大限利用可能な時間（午前 時～午後 時）を記載することとする。

「駐車場の自動車の出入口の数及び位置」

駐車場の位置、構造等のあり方によっては、公道における駐車場への入庫待ち行列が発生し得る。設置者は、これを最小限のものとするため、効率的な駐車場形式の選択、出入口の数、位置の調整等の措置を組み合わせる必要があるため、これら基本事項を届出事項としている。

具体的には、様式第一の届出書に、出入口の数と位置を示した配置図（駐車場の位置を示した図中に記載することも可能）を記載（添付）することとする。

「荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯」

荷さばき作業は、通常早朝に行われることが多く、騒音の観点から問題とされることが多い。一方で、商品の搬出入スケジュールの変更や配送車の経路の道路状況、季節等によって搬出入を行う時間帯はまちまちで、かつ変更は日常的に行われることから、作業そのものが行われる時間ではなく当該施設において作業を行うことが可能な時間（物理的に入口が閉まる、管理時間を設定するなどによる。）を届出事項として規定している。

具体的記載要領は駐車場と同様である。

第2項（添付書類）

大規模小売店舗を設置する者が、法第五条第一項（法第六条第二項）の届出を行う際に添付しなくてはならない書類の内容について定めている。

基本的には、設置者が各種措置を講ずる際の前提となる調査データ等を添付書類として規定している。

なお、中活法第五十五条の第二種大規模小売店舗立地法特例区域（以下「第二種特例区域」という。）内における大規模小売店舗に係る届出については、省令第四条第一項第四号から第十二号までの書類は添付の必要がない。（経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省令第八十三号）省令第六条）

「経済産業省令で定める事項」

法第五条第二項（法第六条第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定めている添付書類に関する事項は、以下のとおりである。

（大規模小売店舗の新設に関する届出の添付書類）

省令第四条

法第五条第二項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、都道府県は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項、第五

項、第六項又は第三十条の八第一項の規定により法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

一 法人にあってはその登記事項証明書

二 主として販売する物品の種類

三 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

四 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

五 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

六 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

七 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

八 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

九 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

十 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

十一 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

十二 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

2 前項第四号、第五号及び第十号から第十二号までに掲げる予測は、一般的な技術水準を勘案して合理的と認められる手法により行うものとする。

「法人にあってはその登記事項証明書」

設置する者の名称、事務所等の概要を証明するものである。設置者が法人である場合には登記事項証明書としている。

本号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年3月31日経済産業省令第42号）」の改正により、届出者が個人の場合に住民票の写しを添付する必要がなくなったが、都道府県が住民基本台帳ネットワークを利用できない場合には、住民票の写しを添付するよう求めることができることとなっている。

「主として販売する物品の種類」

大規模小売店舗において小売業を行う者がどのような物品を取り扱うかということは、店舗や附属する施設の配置及び運営方法の前提となる基本的事項である。これら事項について意見・勧告を求めることは適当でないが、大規模小売店舗における小売業の活動を把握するのに必要となるため添付書類としている。

具体的には、活動を行う予定の各小売業者について「食料品」「衣料品」等代表的な取扱い品の種類を記載することとなる。

「建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面」

建物をどこに設置するか、小売業がどこで行われるのかということは、当該大規模小売店舗の施設の配置と運営方法の前提となる事項であり、周辺的生活環境に与える影響を推察する上でも重要なデータであることから添付書類としている。

なお、生活環境上の影響を考える上で重要な各施設（駐車場、荷さばき施設等）についてはそれぞれ届出事項としている。

具体的には、建物配置図及び各階の平面図を添付し、その中の店舗部分を明示することとする。各階の平面図には店舗以外の主な施設についても名称を付すこととする。

なお、店舗面積のない階の平面図は必要ないが、大規模小売店舗内にオフィスや映画館等の施設がある場合にはその施設の種類を記載するものとする。（「図面」の大きさは、その種類毎に同一の縮図に統一するものとし、図中に縮尺率を記入する。）

「必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠」

設置者が、駐車場の収容台数を決定する際の前提として、来客者数や自動車分担率、平均駐車時間等をどの程度見込んでいるのかということが重要な要素となるため添付書類としている。

具体的には、指針において基準として示されている各種原単位等を用いて算出する場合にはその数値等を、指針に示されている各種原単位等を用いることが適当でない特別の事情がある場合にはその根拠となる数値等を記載することとする。

「駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項」

駐車場の構造を決定する際の前提として、来客の方向別自動車台数をどの程度見込んでいるのかということや周辺における交通の現況等が重要なデータであるため添付書類としている。

具体的には、大規模小売店舗の施設周辺の地図（見取り図）上に方面別自動車来台数の予測値等を記載したものや現状の交通量を測定した場合の結果等を添付することとなる。

「来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法」

設置者は、大規模小売店舗に向かう来客等が、大規模小売店舗及びその施設に到着するまでに適切な手段・経路を選択できるよう、自動車を案内する経路を設定するとともに、案内表示の設置や交通整理員の配置を行うことが必要となる。交通整理員の配置等ソフト面での対応は時期によって変動することから、対応の前提として設定したおおよその案内経路と想定される主な案内方法の概要を添付書類としている。

具体的には、大規模小売店舗の施設周辺の地図（見取り図）上に方面別の来客について設定する案内経路を記載することとする。その際、主な案内表示や整理員を配置する場合のおおよその位置等も明示することとする。

「荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯」

商品の搬出入スケジュールの変更や配送車の経路の道路状況、季節等によって搬出入

を行う自動車台数や時間帯は変動が大きいことから、これらを届出事項とすることは不
適当であるが、各種対応を図る前提として重要な参考となる事項であることから、お
よその搬出入車両台数と荷さばき時間帯を添付書類としている。

具体的には、「約 台～ 台」、「時～ 時」のように、当初の予定を記載する。

「遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面」

指針において、設置者は、各種騒音対策を行う前提として、騒音レベルを予測するこ
とを求められているが、その際の前提として遮音壁を設置する場合には、その位置及び
高さは重要なデータであることから添付書類として規定している。

具体的には、遮音壁を設置する場合は、その位置を示す配置図を添付し、高さ（単位
：m）を記入することとする。荷さばき施設等他の施設の配置図に遮音壁を設置する位
置を記載することも可能である。

「冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時 間帯及び位置を示す図面」

設置者が騒音レベルを予測する前提として各設備の稼働時間と配置は重要な前提とな
るデータであることから添付書類としている。

具体的には、各設備を設置する位置を示す配置図を添付し、稼働予定時間（時～
時まで稼働等）を記入することとする。

「平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠」

設置者が、騒音対策を行う前提として求められる等価騒音レベルの予測の結果を提示
するものである。

具体的には、予測の対象とした騒音源とそれぞれのパワーレベル、昼間と夜間の等価
騒音レベル（単位：デシベル（dB））を記載することとする。また、指針等に定められ
た方法によらない場合には、当該方法と根拠となるデータ等を示すこととする。

「夜間において、大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる 場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算 出根拠」

前号と同様、夜間における特定の作業による騒音レベルの最大値の予測結果を提示す
ることとし、対象とした騒音源、それぞれの騒音レベルの最大値の予測結果を示す。

「必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果 及びその算出根拠」

設置者が、廃棄物等の保管容量を決定する際の前提として、店舗から排出される廃棄
物等の量や平均保管日数、見かけ比重等をどの程度と想定しているのかということが重
要な要素であるため、添付書類として規定している。

具体的には、指針において基準として示されている各種原単位等を用いて算出する場
合にはその数値等を、他の方法による場合にはその根拠となる数値や算出方法等を記載
することとする。

「前項第四号、第五号及び第十号から第十二号までに掲げる予測は、一般的な技術水準 を勘案して合理的と認められる手法により行うものとする」

設置者が行う予測は、基本的に可能な範囲で行われるべきことは言うまでもなく、こ

の旨明確化するため規定している。

例えば、設置者は、来客の自動車台数の予測について、最先端のシミュレーション技術を用いて予測することを求められるものではなく、一方で、通常設置者が行うことが可能と考えられる手法があるにも関わらず、そのような方法を用いずに、合理的でない手法で予測を行うことも不十分と判断されることとなる。

第3項（公告及び縦覧）

届出を受けた都道府県は、「速やかに」第一項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び添付書類を、公告の日から四月間縦覧に供しなければならない。法律で四月間は市町村、周辺住民等が生活環境の保持の観点から都道府県に意見を述べることができ、その間情報を提供しておく必要があるため、縦覧期間を四月としている（第八条第一項、第二項参照）。

「公告」は意見の概要を公表する手段として位置づけられ、「縦覧」は届出書類、添付書類の全てを閲覧することが可能である。

「速やかに」とされている趣旨は、この公告が市町村、周辺住民等の意見の申し出期間の起算点となるので、当該公告が速やかになされないと、その後の手続が円滑に行われないおそれが生じるからである。

「経済産業省令で定める事項」

法第五条第三項の経済産業省令で定めている公告の方法に関する事項とは、以下のとおりである。

（大規模小売店舗の新設に関する届出の公告）

省令第五条

法第五条第三項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

設置者の届出事項の概要と届出書類及び添付書類の縦覧場所を公告し、周辺住民等に情報提供を行う方法について定めている。公告の方法については、都道府県の公報のほか、自治体（都道府県、市町村）の広報紙やホームページ、新聞等様々な手段が考えられるが、当該内容は法の手続を開始するための最も重要な情報であることから、法の運用主体である都道府県が公の機関として確実に住民等に隔てなく周知することができる方法をとることが必要である。

第4項（開店の制限）

第一項の規定による届出が行われ、都道府県がその内容を審査し、意見を述べるか否か又勧告をするか否かを決定していない段階では、大規模小売店舗を新設することのないよう、大規模小売店舗内での小売業の事業活動を制限する規定である。都道府県の意見が定まらず、あるいは勧告を行うか否かが定まらないうちに、大規模小売店舗を新設することが可能だとすると、本来ならば都道府県の意見や勧告に応じた形での出店や営業が可能であったにもかかわらず、都道府県の結論が出される前に出店、営業が開始されてしまう結果、後から出された都道府県の意見に応じることが困難となり、本法に基づく手続が無意味なものとなってしまうおそれがあるので、これを防止するのが本項の趣旨である。

なお、中活法第五十五条の第二種特例区域内における大規模小売店舗に係る届出については、本項の規定による実施制限は適用しない。(中活法第五十五条第二項)

届出の手続

法第五条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書を提出して行うことになる。

様式第 1 (第 3 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 印の項は記載しないこと。

(変更の届出)

- 第6条 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更があったときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。
- 2 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。
- 3 前条第二項の規定は前項の規定による届出に、同条第三項の規定は前二項の規定による届出について準用する。
- 4 前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第二項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りではない。
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を第三条第一項の基準面積（同条第二項の規定により他の基準面積が定められた区域にあっては、当該他の基準面積）以下とする者は、その旨を都道府県に届け出なければならない。
- 6 都道府県は、前項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

【趣旨】

本条は、第五条第一項による届出を行った者が、届出事項の変更を行おうとする場合に必要となる届出について定めるものである。

【補足説明】

中活法第三十六条の第一種特例区域内における大規模小売店舗については、当該届出の必要はない。（中活法第三十六条第三項）

第1項

第五条第一項第一号、第二号の変更は、名称、氏名、住所等設置者等に関する基本的な情報の変更であり、都道府県としてもその事実を了知しておく必要があるため、これらの変更について届出させることとしている。ただし、これら事項については、その情報が把握できればよいので、変更後遅滞なく報告がなされれば足りる。

なお、「所在地」の変更とは、形式的な番地変更等を指し、実質上の移転に当たる場合には改めて第五条第一項の届出が再度必要となる。

第2項

第三号から第六号までに掲げる事項の変更は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に影響を及ぼしうるので、変更前に届出を行うことが必要である。ただし、経済産業省令で定める変更のときは、届出は不要である。

「経済産業省令で定める変更」

法第六条第二項の経済産業省令で定めている変更に関する事項は、以下のとおりである。

(変更の届出)

省令第七条

法第六条第二項の経済産業省令で定める変更は、一時的な変更又は次の各号に掲げるものとする。

- 一 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- 二 都道府県が法第八条第四項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
- 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に依り当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
 - イ 法第五条第一項の規定による届出をしている場合であって、法第六条第二項による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計
 - ロ 法第六条第二項による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計
- 五 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
- 六 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- 七 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- 八 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

「一時的な変更」

大店立地法は、設置者が、大規模小売店舗の配置及び運営方法を変更する計画を策定する際に、周辺的生活環境に与える影響について予め調査を行い、それを当該計画に反映させるための手続を定めたものであるため、一時的な計画変更については届出不要としたものである。

「一時的な変更」とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは、特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいう。例えば、事故や災害時における施設の位置や開閉店時刻の変更、特別な地域行事が行われる時期における開閉店時刻の変更、店舗付近の道路工事に伴う駐車場の出入口の位置の変更等が挙げられる。

「大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの」

大店立地法の届出が行われた案件について、新設日を繰り下げるとは生活環境に与える影響を拡大するものではないため届出不要としている。

「都道府県が法第八条第四項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの」

大規模小売店舗を新設しようとする場合、設置者は届出後八月間は当該新設を行うことができないこととなっている（法第五条第四項）が、当該案件について都道府県が意見を有しない旨の通知をした場合には、この制限は解除されることとなる（法第八条第五項）。本号は、都道府県が「意見なし」とした場合の新設日の繰上げは、改めて法第六条第二項の規定による変更届出を行う必要がないことを規定したものである。

「大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの」

指針にも定めているように、大規模小売店舗が周辺的生活環境に与える影響については、基本的に店舗面積の増加に伴って増大するものと想定されるため、面積を減少する場合について届出不要としている。

「変更後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に依り当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの

生活環境に影響を与える度合いが変更前と比べほとんど変わらないと考えられる程度の店舗面積の増加について届出不要としたものである。具体的には、直近に行われた届出面積の合計（基礎面積）から、全体の一割分あるいは千平方メートル（政令で定めた基準面積）のどちらか小さい面積を加えるものについては届出不要としている。

「駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの」

駐車場又は駐輪場の収容台数を指針に定められている以上に整備するなど直近に（新設時には五条一項により）届け出た台数以上に駐車スペースを用意することについては、交通対策への配慮を更に図ることであることから届出不要としている。

「荷さばき施設の面積を増加させるもの」

荷さばき施設の面積を増加することは、一度に搬出入車両が駐車可能なスペースや荷さばき作業を行うスペースの増大につながり、施設の能力を向上させるための対応であることから届出不要としている。

「廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの」

保管施設を指針に定められている以上に整備するなど直近に届け出た容量以上の対応を図ることは、廃棄物対策を更に行うことであるため届出不要としている。

「大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの」

営業時間の短縮は、小売業の事業活動に起因する騒音等が周辺的生活環境に影響を与える時間が短くなることであるため、届出不要としている。

第4項

第五条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に係る変更については、変更の届出をした後、八月は当該届出に係る変更等を行ってはならない。この趣旨は、新設の届出についての第五条第四項の規定と同様、届出を受けて都道府県が意見又は勧告をするか否かを判断するまでの間は現状を変更させないことにより、本法に基づく手続の実効性を確保することにある（ただし、経済産業省令で定める軽微な変更の場合はこの限りではない。）。

なお、第五条第一項第六号に係る事項の変更については、施設の運営方法についての変更であり、機動的にこれを行う必要性が認められる場合が多い一方、意見、勧告が出された場合も、施設の配置の変更の場合と異なり、追加的コストを伴わずに変更を行うことが可能であるので、予め届出が行われれば、八月を待たずに変更することを認めている。運営方法の変更を行う場合には、その内容に応じて、指針に基づき必要な対応が求められるのは当然である。この場合もまた、説明会、意見聴取等の手続は、第三号～

第五号に係る事項の変更と同様に行われ、意見、勧告も行われ得るので、その場合には、届出者は、必要な措置をとることになる。

なお、中活法第五十五条の第二種特例区域内における大規模小売店舗に係る届出については、本項の規定による実施制限は適用しない。(中活法第五十五条第二項)

「経済産業省令で定める軽微な変更」

法第六条第四項ただし書の経済産業省令で定めている軽微な変更に関する事項とは、以下のとおりである。

(軽微な変更)

省令第八条

法第六条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。

大規模小売店舗の施設の位置については、周辺の状況変化によって当該施設が通行や業務の円滑化を阻害するような場合等、速やかに変更することが求められることがあり得る。例えば、適切な出入口を確保した上での駐車場の位置変更や悪臭対策を従前と変わらず施した上での廃棄物保管施設の位置変更等周辺の生活環境に与える影響が変わらないような変更については、届出後八月を待たず実行したとしても問題が生じないものと考えられる。したがって本条では、軽微な変更として、都道府県が明らかに周辺の生活環境に与える影響に変化がないと認める「施設の位置の変更」について軽微な変更として規定している。

なお、この法律の施行時における既存の大規模小売店舗(既存店)が、法附則第五条第一項の規定による届出に係る変更をする場合、経済産業省令で定める軽微な変更に関する事項は、平成13年5月28日経済産業省令第165号により以下のとおり読み替えられることとなる。

(軽微な変更)

省令第八条

法第六条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。

これは、既存店が法附則第五条第一項の規定による届出に係る変更(最初の変更)のうち一時的な変更や店舗面積の減少をしようとする場合については、急な外部環境の変化により変更を迫られる場合がほとんどであり、このような場合、八月前に当該変更を予見し、届出を行うことは困難であることから、生活環境への負荷を増加させないと都道府県が判断するものに限り、八月を待たずに変更することを認めることとしたものである。

なお、ここでいう「一時的な変更」は、経済産業省令第七条第一項における「一時的な変更」と同義である。

第5項

大規模小売店舗である建物の床面積を変更し、又はその建物の用途を変更することにより、建物内の店舗面積の合計を政令等で定める基準以下とする場合の届出の規定である。

第6項

「経済産業省令で定める」

第六条第六項の経済産業省令で定めている公告の方法に関する事項は、以下のとおりである。

省令第十条

法第六条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

新設の届出を行う場合と同様に、公告の方法については様々な手段が考えられるが、店舗の廃止については、当該店舗が法の対象から外れているか否かという重要な情報であるため、法の運用主体である都道府県が公の機関として確実に住民等に隔てなく周知するとともに、常時確認できるような方法をとることが必要である。

届出の手續

(1) 変更の届出

法第六条第一項の規定による届出は、様式第二の届出書を提出して行うことになる。

法第六条第二項の規定による届出は、様式第三の届出書を提出して行うことになる。

(2) 廃止の届出

法第六条第五項の規定による届出は、様式第四の届出書を提出して行うことになる。

様式第 2 (第 6 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由
(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第3（第7条関係）

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
 - 3 変更する年月日
 - 4 変更する理由
- （備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第 4 (第 9 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 6 条第 5 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 - 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1 0 0 0 平方メートル (法第 3 条第 2 項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあつては、当該他の基準面積) 以下となる日
 - 5 変更する理由
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 印の項は記載しないこと。

(説明会の開催等)

第7条 第五条第一項又は前条第二項の規定による届出(同条第四項ただし書の経済産業省令に定める軽微な変更に係る届出を除く。以下同じ。)をした者は、経済産業省令で定めるところにより、当該届出をした日から二月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村(以下単に「市町村」という。)内において、当該届出及び第五条第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の添付書類(第四項において「届出等」という。)の内容を周知させるための説明会(以下この条において「説明会」という。)を開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催する者(以下この条において「説明会開催者」という。)は、その開催を予定する日時及び場所を定め、経済産業省令で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、都道府県及び市町村の意見を聴くことができる。

4 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由であって経済産業省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、経済産業省令で定めるところにより、届出等の内容を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

【趣旨】

本条は、大規模小売店舗の新設等の届出をした者が開催する説明会の手続を定めた規定である。

届出書及び添付書類の内容については、公告、縦覧により明らかにされることになっているが、説明会の開催により、より一層の内容の周知を図ることを目的としている。

【補足説明】

中活法第三十六条の第一種特例区域内において大規模小売店舗を設置しようとする場合等には、当該説明会を開催する必要はない。(中活法第三十六条第三項)

第1項

説明会を行う必要があるのは、第五条第一項の規定による新設の届出をした者及び第五条第一項第三号から第六号までの事項について、第六条第二項による変更届出を行った者である。変更届出のうち、第五条第一項第一号及び第二号の変更並びに第六条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更の届出については、周辺の地域の生活環境に与える影響がないか、著しく小さいと考えられるので、説明会の手続は不要である。

説明会を届出後二月以内に行うのは、第八条第二項の意見の提出が認められる四月の期間内に、十分な余裕を持って、届出書等の内容の周知徹底が図られることを担保するためである。

「経済産業省令で定める事項」

第七条第一項の経済産業省令で定めている説明会の開催に関する事項とは、以下の

とおりである。

(説明会の開催等)

省令第十一条

法第七条第一項の規定による説明会は、大規模小売店舗の所在地の周辺の施設において、当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村の区域内に居住する者等を対象に、一回開催するものとする。ただし、都道府県が、当該大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいと認め相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合には、三回を上限として都道府県が指定する回数開催するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第六条第二項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第七条第一項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うものとする。

説明会の対象と場所

大規模小売店舗が立地する場所の周辺の生活環境の保持といった観点から考えると、説明会を行う対象としては、店舗の所在地の区域内に居住する住民等が想定される。したがって、本条においては、参加者が参集しやすい店舗の所在地周辺の施設で説明会を行うことを規定している。

説明会の回数

説明会を行う回数を明確に定めない場合、無制限に何度も説明会を開催することが求められ、透明かつ適正な手続の確保を図る観点から問題が生じるため、明確に規定したものである。この法律の手続上必要な開催回数は原則一回であるが、周辺の住宅の密集状況や交通の状態から判断して多数の人が参加する必要があると考えられる場合には、会場の都合や来場者の状況、説明期間等を考慮して、三回を上限として都道府県が回数を指定している場合には、それに従うこととしている。

- * 説明会開催者が、住民等の理解を得るための適切な説明を行うことは当然の前提であり、都道府県はその旨設置者に周知を図るべきであるが、他方、地元住民の了承が得られない等の理由により説明会が終了していないとして更に説明会を課すことは問題がある。

「前項の規定に関わらず、法第六条第二項の変更の場合であって、都道府県が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどなく前項の方法による説明会を開催する必要がないと認める場合」

本項は、軽微な変更等設置者が第一項で示すような一般的な形態で説明会を行うことが過重な負担とならないよう当該規定をおいたものである。

なお、法第六条第二項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認める場合には、公告、縦覧と併せて住民等に対する情報公開が十分行われるよう、要旨を掲示することを規定している。

これを変更の場合に限定しているのは、新設届出が出された段階では、都道府県が当該大規模小売店舗の生活環境への影響について評価する手続を一度も踏んでおらず、判断が困難であるが、変更の場合であれば、既に一度一連の手続を経て判断材料が揃って

いることから、生活環境への影響の変化の有無を把握することが可能であるためである。

「説明会開催者は、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出事項及び添付書類の要旨を掲示することにより行うものとする。」

説明会開催者は、敷地の見やすい場所に届出事項及び添付書類の要旨を掲示することとし、法第五条の規定によって概要を四月間縦覧されることと併せて、住民等に対する情報開示が十分行われるよう規定したものの。

第2項

設置者は、説明会の開催日時、場所について公告を行い、住民等に当該事項についての周知を図らなければならない。説明会の開催は、都道府県が行う他の公告（法第五条、六条等）同様、都道府県の公報又は広報紙への掲載依頼を行うほか、日刊新聞紙への掲載、都道府県が適切と認める方法（公共的な施設への掲示、日刊新聞紙への折り込みチラシ等）によることとした。法律上、説明会開催日の一週間前に公告がなされていなければならないため、設置者は、当該都道府県の公報（又は日刊新聞紙への掲載等）掲載にかかる期間も考慮して手続を行うことが必要となる。

「経済産業省令で定める事項」

第七条第二項の経済産業省令で定めている公告の方法に関する事項とは、以下のとおりである。

（説明会の開催等）

省令第十二条

法第七条第二項による公告は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- 一 都道府県の協力を得て、都道府県の公報又は広報紙に掲載すること
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県が適切と認める方法

第3項

説明会を開催する日時及び場所について、説明会開催者が、当該大規模小売店舗が出店する地域について知見を有する出店予定地の都道府県及び市町村から意見を聴くことができる旨の規定である。

第4項

責めに帰することができない事由により説明会が開催できない場合と、その際の周知方法について定めている。

なお、単に一時的な要因により説明会が開催されず、その後、法で定める期間内に説明会を行うことが可能であれば、当然開催することが必要となる。

「経済産業省令で定める事項」

経済産業省令において説明会の開催が不可能な事由については、以下のとおり定めている。

省令第十三条第一項

法第七条第四項の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由であって都道府県が認めるものとする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
- 二 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと

責めに帰することができない事由によるものであっても、設置者は届出等の内容について周知するよう努めることが必要である。その方法は、一号から三号に掲げる事項のいずれかを選ぶことになる。

省令第十三条第二項

法第七条第四項の規定による周知は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- 一 市町村の協力を得て、届出等の要旨を市町村の公報又は広報紙に掲載すること
- 二 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
- 三 前二項に掲げるもののほか、届出等の内容を周知させるための方法として都道府県が適切と認めるもの

「届出等の要旨を市町村の公報又は広報紙に掲載すること」

届出等の要旨は、本來說明会を開催して説明すべきポイントを、必ずしも専門的知識を有しない住民等にもわかりやすく周知するという趣旨を踏まえて、設置者の責任により適切に判断することが求められる。

なお、市町村の範囲は、主として当該大規模小売店舗が立地する市町村であるが、生活環境上の影響が近隣の市町村にも著しい影響を与えることが想定されるような場合には、それらも考慮に入れて対応を図るものとする。

「届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること」

対象となる新聞は、主要な全国紙や当該地域の地方紙など当該地域の住民等の購読状況を考慮して選択するものとする。

「前二号に掲げるもののほか、届出等の内容を周知させるための方法として都道府県が適切と認めるもの」

例えば、公共的な施設への掲示、都道府県等の配布物への掲載、日刊新聞への折り込みチラシ等が想定される。

(都道府県の意見等)

第8条 都道府県は、第五条第三項(第六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。

2 第五条第三項の規定による公告があったときは、市町村の区域内に居住する者、市町村において事業活動を行う者、市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内に、都道府県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

3 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び前項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。

4 都道府県は、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出があった日から八月以内に、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見に配意し、及び指針を勘案しつつ、当該届出をした者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

5 都道府県が前項の規定により意見を有しない旨を通知した場合は、第五条第四項及び第六条第四項の規定は、適用しない。

6 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第四項の規定により述べた意見の概要を公告し、当該意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。

7 第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者は、第四項の規定により意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、都道府県に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うものとする。

8 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

9 第四項の規定により意見が述べられた場合には、第五条第四項又は第六条第四項の規定にかかわらず、第五条第一項の規定による届出又は同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第六条第二項の規定による届出をした者は、第七項の規定による届出又は通知の日から二月を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をし、又は当該届出に係る変更を行ってはならない。

10 第六条の規定は、第七項の規定による届出については、これを適用しない。

【趣旨】

都道府県が、大規模小売店舗の新設等の届出をした者に対し、その届出について、生活環境の保持等の見地からの意見を有する場合には意見を述べ、意見を有しない場合にはその旨通知すること、及び届出者がこの意見に応じて都道府県に届出の変更の届出又は変更しない旨の通知を行うことを定めた規定である。

【補足説明】

中活法第三十六条の第一種特例区域及び第五十五条の第二種特例区域内における大規模小売店舗については、本条の規定は適用しない。(中活法第三十六条第三項、第五十五条

第二項)

第1項

都道府県は第五条第三項の公告をしたときは、市町村から意見を聴くために、その旨を大規模小売店舗の所在地の属する市町村に通知することとなる。

当該市町村は、周辺的生活環境の保持という見地から最も関係が深い地方公共団体であるので、都道府県は必ずこの意見を聴く必要がある。

第2項

大規模小売店舗の新設等の届出内容について、周辺的生活環境の保持という見地からの意見を有する者は、その住所、所属、自然人、法人の如何を問わず、公告から四月以内に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

第3項

手続の透明性を確保するため、都道府県は意見の概要を公告し、当該意見全体を公告の日から一月間縦覧に供することとなる。

「公告」は、第一項及び前項の意見の概要を公表する手段として位置づけられており、また、それらの意見が縦覧に供されることにより全ての意見を見ることができるようにする。

「経済産業省令で定める事項」

第八条第三項の経済産業省令で定めている意見等の公告の方法に関する事項は、以下のとおりである。

(都道府県の意見等の公告)

省令第十四条

法第八条第三項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

第4項

都道府県は、大規模小売店舗の新設等の届出をした者に対し、届出書等の内容について、市町村から聴取した意見等に配意し、指針を勘案した上で当該大規模小売店舗が周辺の地域の生活環境へ及ぼす影響という見地からの意見を有する場合には当該意見を述べ、意見を有しない場合には、その旨を通知することとする。

都道府県は、生活環境の保持の観点から達成すべき事項を意見として表明することとなるが、それを達成するための具体的手段について、設置者が取り得る選択肢として併せて提示することも想定される。

したがって、例えば、騒音に係る事項の場合、都道府県の意見は、設置者が達成すべきと考えられる騒音の状況(定量的又は定性的)について述べられることとなるが、その際、それを達成するための手段として考えられる各種騒音対策(騒音発生源の抑制、遮音壁の設置、荷さばき施設の吸音、遮音処理、施設利用時間の調整等)が、選択肢として提示されることも想定される。

本項に基づく都道府県の意見は、届出者に対し第九項に基づく更なる二月の新設や変更事項の実施の制限を課すこととなることから、意見の内容と実施制限との関係に留意されるべきものである。

意見を有しない旨を通知するのは、その場合については第五項により大規模小売店舗

における営業開始等の制限の適用をはずすためである。

第5項

都道府県が、第四項により、大規模小売店舗の周辺的生活環境の保持等の観点からの意見を有しない旨通知した場合には、本法の手続はそれ以降行われなくなるので、本条に基づく営業開始等の制限は適用されない。この場合は、公告から最短四月で営業開始等を行えることになる。

第6項

都道府県は、第四項の規定により述べた意見の概要を公告し、当該意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。当該公告は法の運用主体である都道府県の意志の表明であり、その公の文書をもって周知されることが必要である。かかる観点から都道府県の公報、その他を用いて行うこととしている。

「経済産業省令で定める事項」

第八条第六項の経済産業省令で定めている都道府県の意見等の公告の方法に関する事項は、以下のとおりである。

省令第十五条

法第八条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

第7項、第8項

都道府県から意見が出された場合には、大規模小売店舗の新設等の届出をした者は、届出等の内容を変更する届出を行うか、又は変更しない旨の通知を行うものとする。変更しない場合にも通知を求めるのは、この後、都道府県の勧告等の手続が行われる可能性があるためである。

なお、公告、縦覧の手続については、第五条第三項を準用することとなる。

第9項

当該届出について、第四項により都道府県が意見を述べた場合には、第七項による変更の届出又は変更しない旨の通知が出されてから二月間、大規模小売店舗を新設したり、届出に係る事項の変更を行うことの制限を規定したものである。

これは、届出者の自主的対応策が周辺生活環境に与える影響を勘案し、勧告の要否を判断するために必要最小限の期間を確保しているものである。

第10項

第七項の変更届出は、新設等の届出の補完的な届出であるので、第六条第二項による変更届出の規定の適用はない。したがって、同条中の同変更届出に係る規定のほか説明会の開催（第七条）、都道府県による意見等（第八条）の規定は適用されない。

届出の手続

届出事項の変更

法第八条第七項の規定による届出は、様式第五の届出書を提出して行うことになる。

様式第 5 (第 1 6 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する理由
(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 印の項は記載しないこと。

(都道府県の勧告等)

第9条 都道府県は、前条第七項の規定による届出又は通知の内容が、同条第四項の規定により、都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勘案しつつ、当該届出又は通知がなされた日から二月以内に限り、理由を付して、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告の内容は、同項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。

3 都道府県は、第一項の規定による勧告をしたときは、当該勧告を市町村に通知するとともに、経済産業省令で定めるところにより、当該勧告の内容を公告しなければならない。

4 都道府県から第一項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県に、必要な変更に係る届出を行うものとする。

5 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

6 第六条の規定は、第四項の規定による届出については、これを適用しない。

7 都道府県は、第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

【趣旨】

前条第七項の規定により変更の届出又は変更しない旨の通知が出された場合に、その内容が都道府県の意見を適正に反映しておらず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるときに、都道府県が市町村の意見を聴いた上で、指針を勘案しつつ理由を付して勧告できること、及び当該大規模小売店舗の新設者等が正当な理由なくこれに従わない場合には、その旨を公表できることを定めた規定である。

【補足説明】

中活法第三十六条の第一種特例区域及び第五十五条の第二種特例区域内における大規模小売店舗については、本条の規定は適用しない。(中活法第三十六条第三項及び第五十五条第二項)

第1項、第2項

「当該届出又は通知がなされた日から二月以内に限り」

勧告期限が、法第八条第七項の規定による届出又は通知から二月とされているのは、大規模小売店舗の新設者等の手続上の予測可能性を確保すると同時に、都道府県が届出者の届出内容等を審査する時間を確保する必要があるためである。

「利益を不当に害するおそれ」

大規模小売店舗を設置する者として社会通念上当然に負担すべき範囲を超えた措置を

要求する場合や、明確性を欠くような場合等を意味する。

第3項

手続の透明性を高める等のため、都道府県や市町村の意見等と同様、勧告の内容を公告することを規定するものである。

「経済産業省令で定める事項」

第九条第三項の経済産業省令で定めている都道府県の勧告等の公告の方法に関する事項は、以下のとおりである。

（都道府県の勧告等の公告）

省令第十七条

法第九条第三項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

第4項、第5項

「届出書等の変更の届出」

本項は、勧告内容を踏まえた対応を行おうとする届出者のための手続規定を定めたものである。都道府県により勧告が出され、届出者がこれを踏まえた対応を行おうとする場合には、既出の届出内容と異なった大規模小売店舗の施設の配置、運営方法をとることとなるため、届出を行いこれを確定しておくことが必要となる。

「必要な変更に係る届出を行うものとする」

勧告が出された場合、届出者は原則としてこれを尊重すべきとの趣旨を文言上明らかにするため、「勧告を受けた者は、………必要な変更に係る届出を行うものとする。」と規定している。

第7項

本法において、勧告に加えて公表制度が設けられているのは、この法律が届出等の概要に始まり、市町村等からの意見、都道府県の意見、勧告、設置者の対応等全ての行為が公告され、手続が地域住民等への情報公開が行われながら進む仕組みとなっていることから、都道府県の勧告に従わないことの評価についても、地域住民に判断を委ねるためである。

地域の消費者等を顧客とし、当該地域での評価が競争力に大きな影響を与える小売業の分野においては、地域での評価は重大な問題であり、公表制度は、この法律における一連の情報公開プロセスと併せ、法目的の実現に資するものと考えられる。

「正当な理由がなく、その勧告に従わなかったとき」

正当な理由が認められる場合としては、例えば、都道府県が選択肢として提示した具体的措置とは異なる措置をとることによって、設置者が達成すべき事項を達成可能な場合などが考えられる。

届出の手続

届出事項の変更

法第九条第四項の規定による届出は、様式第六の届出書を提出して行うことになる。

様式第 6 (第 1 8 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する理由
(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 印の項は記載しないこと。

(生活環境の保持の配慮)

第10条 第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項又は前条第四項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。

2 大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、前項の規定による届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

大規模小売店舗の設置者が、その届け出たところにしたがって周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮をすべきこと、及びその実施について、大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者が、大規模小売店舗の設置者に協力すべきことを定めた規定である。

【補足説明】

中活法第三十六条の第一種特例区域内における大規模小売店舗については、本条の規定は適用しない(中活法第三十六条第三項)。ただし、中活法第三十六条第十項及び第十一項の規定に基づき、設置者及び小売業者においては周辺地域の生活環境に配慮すること等が求められている。

第1項

本法では、大規模小売店舗を設置する者が、届出の義務を負い、意見、勧告等の対象となるが、これらの者については、いったん届出を行った後も、その届け出たところにしたがって、周辺の地域の生活環境の保持に配慮することが求められる。本条第一項は、本法に基づく届出を行った者について、その届け出たところにしたがって、当該地域の生活環境の保持について適正な配慮をしてその大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならないことを定めたものである。「維持」は大規模小売店舗の施設の配置、「運営」は大規模小売店舗の施設の運営方法について、届け出られた事項を指すものである。

第2項

大規模小売店舗の設置者が、その届出内容を実施するに際し、店舗内部の施設の運営方法に関わる部分については、店舗内の小売業者の協力が必要な場合も考えられるので、本条は、本法の法目的の円滑な実施の観点から、大規模小売店舗において小売業を行う小売業者についても、本法の規定により大規模小売店舗を設置する者がその届け出た事項にしたがって行う事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない旨を定めたものである。

(承継)

第11条 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

2 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

【趣旨】

大規模小売店舗の新設等の届出をした者から、当該店舗を譲り受けた者等は、当該届出をした者の地位を承継するとともに、その旨を届け出なければならないことを定めるものである。

【補足説明】

中活法第三十六条の第一種特例区域内における大規模小売店舗については、本条第三項の規定は適用しない。(中活法第三十六条第三項)

この条における「承継」とは、いわゆる承継のうち、届出に係る大規模小売店舗の譲渡、自然人における相続並びに法人における合併(新設合併及び吸収合併)及び分割の場合である。本条は、かかる場合について本法の各規定との関係での義務、責任の所在が不明確になるのを防ぐため、その所在を明らかにしたものである。また、都道府県の側でもこれらの事実を了知しておく必要があるので、承継の事実についても届け出させることとしている。

なお、大規模小売店舗の賃貸借等が行われる場合は、依然として店舗の所有者は当該店舗の最終的な管理権を有しているため、本法上の義務者は店舗の所有者とするのが適当であり、承継の規定の適用はない。

届出の手續

承継の届出

法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七の届出書を提出して行うことになる。

様式第7（第19条関係）

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

承継届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
 - 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
 - 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
 - 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積
- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。
 - 3 印の項は記載しないこと。

(関係行政機関の協力)

第12条 都道府県は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、協力を求めることができる。

【趣旨】

この規定は、都道府県がこの法律を運用するにあたって必要に応じて関係地方公共団体や関係行政機関に対して協力を求めることができることを規定したものである。

【補足説明】

都道府県が第八条の規定に基づく意見を述べたり、第九条の規定に基づく勧告を行ったりする場合には、当該大規模小売店舗の存する市町村の意見を聴取することになっているが、下記のような場合にはこれらの市町村の意見を聴取し参考にするだけでは不十分となる可能性があり、必要に応じて関係する地方公共団体や国の関係行政機関の協力を求める必要があると考えられるので、当該規定を設けたものである。

(例)

- ・隣接市町村や隣接都道府県、国の道路等のインフラ整備計画を考慮する必要があり、その詳細の資料の提出や説明等が必要な場合
- ・国の関係行政機関から技術的観点からの助言が必要とされる場合

(地方公共団体の施策)

第 13 条 地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講じる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

【趣旨】

本条は、小売業を行うための店舗の立地に際してその周辺の生活環境を保持するために必要な施策を講じる場合においては、小売業を行うための店舗についての地域的な需給状況を勘案してはならないのはもとより、本法の趣旨を尊重して行うものとする趣旨を明らかにしたものである。

【補足説明】

この法律は、地域の需給状況を勘案して調整を行うものではなく、大規模小売店舗の周辺の生活環境の保持を目的とするものであり、運用主体である都道府県及び政令指定都市においても、かかる本法の趣旨が徹底される必要がある。

また、1995年1月にGATSが発効し、地方公共団体が行う措置であっても、透明性の確保や、合理性、客観性、公平性、内外無差別等の規定への整合性が求められるようになっている。

このため、地方公共団体が地域の実情に応じて、生活環境の保持の観点から必要な施策を講じる際には、いわゆる「上乘せ」規制など本法の趣旨に反した規制を行うことができないことを明確化するため、「この法律の趣旨を尊重して行うものとする」と規定している。

とりわけ、特定の事業者の事業機会を確保するため地域における需給状況を勘案するといった、本店法で採られていた考え方を採用することのないよう、「地域的な需給状況を勘案することなく」と規定している。

他方、地方公共団体は、本来法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することが可能であり、本法においても、例えば、その基準面積以下の店舗について、地方公共団体が生活環境の保持の観点から、本法の趣旨に照らし合理的な範囲で何らかの制度を設けること自体は、否定されるものではない。

なお、地方公共団体が、全く別の観点から、例えば自然環境の保護や歴史的建築物の保存の観点から横断的に施設整備に対する規制を行うようなことは、もちろん本規定に抵触するわけではない。

(参考)

サービスの貿易に関する一般協定 (GENERAL AGREEMENT ON TRADE IN SERVICES)

GATS 第十六条第二項

「加盟国は 次の措置を維持し又はとってはならない。」

- ・ サービス提供者の数の制限 (数量割当て、経済上の需要を考慮するとの要件、独占又は排他的なサービス提供者のいずれによるものであるかを問わない) : (a) 号
- ・ サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限 (数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの) : (c) 号

同第一条第三項

「加盟国は、この協定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の領域内の地域及び地方の政府及び機関並びに非政府機関による当該義務及び約束の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。」

(報告の徴収)

第14条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。

【趣旨】

都道府県知事がこの法律の適正な運営に資するため、大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、必要な事項を報告させることができる旨を定めたものである。

【補足説明】

中活法第三十六条の第一種特例区域内における大規模小売店舗については、本条の規定は適用しない。(中活法第三十六条第三項)

報告徴収を行うのは、都道府県知事が、この法律の施行のため、例えば、届出事項の実施状況を調査するため、あるいは第九条第一項の規定による勧告を行うに当たり、建物内の店舗面積、届出事項の実施状況などを知る必要がある場合があるからである。

第2項

本法に基づく届出の義務者、勧告の対象者は大規模小売店舗を設置する者であるが、設置者が届出内容、勧告内容等を実施するに際し、特に店舗内部の施設の運営方法に関わる部分については、店舗内の小売業者の協力が必要な場合がある。例えば、荷さばき施設における夜間のアイドリングの禁止といった事項も、施設管理権者たる大規模小売店舗の設置者がこれを届け出ることとなるが、実際の運用においては、各小売店が各々用いる運送会社等にその趣旨を徹底することが必要となる。

このように、本法の適正な施行のためには、小売業者から必要に応じ、報告徴収を求めることが必要であるので、本条では、大規模小売店舗において小売業を行う者に対しても参考となるべき報告を求めることができるよう、「特に必要があると認められる場合に」「その必要な限度において」「政令で定めるところにより」小売業者に対する報告徴収を認めたものである。

「政令で定めるところにより」

報告を求める事項について政令で次のように規定している。

「大規模小売店舗立地法施行令で定める事項」

(報告の徴収)

政令第四条

法第十四条第一項の規定により、都道府県知事は、大規模小売店舗を設置する者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商

- 業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
- 二 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項
- 2 法第十四条第二項の規定により、都道府県知事は、大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。
 - 一 当該小売業の開始日
 - 二 当該小売業を行う者の店舗の店舗面積及び位置に関する事項
 - 三 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

(大都市の特例)

第15条 この法律の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

【趣旨】

本条は、本法の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務について、政令指定都市又はその長が処理するものとすることを定め、この場合、この法律中の都道府県又は都道府県知事に関する規定は、政令指定都市又はその長に関する規定として適用があるものとすることを定めたものである。

【補足説明】

この法律は、定量的な、あるいは一律の規制内容をあらかじめ定め、それを単純にあてはめれば足りるとするスキームではなく、影響の客観的な評価、妥当な解決を図っていくためには、ある程度広範な地域を鳥瞰し、場合によっては複数の他の同様の事例と比較しながら、総合的な調査能力、調整能力を発揮しうる主体によって運用されることが必要である。

したがって、本法の運用主体は都道府県とすることを基本とするが、さらに、政令指定都市についても、一定の広域性、大規模小売店舗の出店実績、関係法令の運用による行政実務の蓄積等により、客観的、合理的判断を行うことが十分に可能だと考えられるので、本法の運用主体とすることとしている。

「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市」
具体的には、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市の計17市を指す。

（平成19年4月現在）

(経過措置)

第16条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所用の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

【趣旨】

一般的に、法律に基づき政令等を定める場合、当該政令等において所要の経過措置を定めることができることは勿論であるが、罰則に関するものまで定めることができるかどうか、明文の規定がないときは、罪刑法定主義との関係において疑義があるところであるので、本条において、罰則に関する経過措置を含めて定めることができる旨を明定したものである。

【補足説明】

本法では、罰則に影響しうる政省令事項として例えば以下の事項がある。

政令事項

- ・基準面積（第三条第一項）

経済産業省令事項

- ・届出事項の具体的内容（第五条第一項第五号、第六号）
- ・軽微な変更の範囲（第六条第二項ただし書、第四項ただし書）

「合理的に必要と判断される範囲内」

当該政令等の制定又は改廃の趣旨を損なうことにならない範囲内との趣旨である。また、当該経過措置が本法制定の趣旨に反するものであってはならないことはいうまでもない。

(罰則)

第17条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出を行い、又は同条第二項（第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の添付書類であって、虚偽の記載のあるものを提出した者
- 二 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者
- 三 第八条第七項又は第九条第四項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

第18条 第五条第四項、第六条第四項又は第八条第九項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第19条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第21条 第六条第一項若しくは第五項又は第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

【趣旨】

本5条は、この法律の規定に違反した者に対する罰則を定めたものである。

【補足説明】

第17条

第五条第一項（新設の届出）、第六条第二項（変更の届出）の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者、第八条第七項、第九条第四項の規定による届出において虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処せられる。

第18条

第五条第四項、第六条第四項及び第八条第九項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処せられる。

第19条

第十四条第一項若しくは第二項規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、一般の手続関係規定の違反なので、他よりも軽い罪（三十万円以下の罰金）としたものである。

第20条

両罰規定を定めたものであり、第十七条、第十八条及び第十九条の違反行為をしたときは、行為者たる本人を罰するのは勿論のこと、その法人または自然人についても第17条から第19条に規定する刑が科せられる。

第 2 1 条

第六条第一項(氏名等の変更)若しくは第五項(事業の廃止)又は第十一条第三項(承継)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処せられる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【趣旨】

この法律の施行期日について定めたものである。

【補足説明】

産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議の合同会議中間答申（平成 9 年 1 月 2 4 日）においては「新制度のための準備期間等について、適切に措置されることが必要」との趣旨が盛り込まれているところである。この法律の円滑な施行のためには、関係者の意見を踏まえ政令、省令、指針等を作成するとともに、本法律の趣旨を関係業界等へ周知徹底する必要がある。そのために必要と考えられる期間を確保するために、施行期日は公布の日から二年を超えない範囲で政令で定める日とされている。

「大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令」

大規模小売店舗立地法の施行期日は、政令により平成十二年六月一日とされている。ただし、同法第二条から第四条までの規定の施行期日は、指針の作成、公表を法律全体の施行前に行う必要があるため、平成十一年五月一日とされている。

(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の廃止)

第 2 条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）は、廃止する。

【趣旨】

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「大店法」という。）の廃止を定めたものである。

【補足説明】

本法は、小売業をとりまく環境変化を踏まえ、大店法の「中小小売業の事業活動の機会の適正な確保」から「大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることの確保」に、その目的を変更し、大規模小売店舗を設置する者に対しその施設の配置及び施設の運営方法について配慮を求めるものとしたところである。このため、本法律の施行と同時に大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律を廃止するものである。

(輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律の廃止)

第3条 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律(平成三年法律第八十一号)は、廃止する。

【趣旨】

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律(以下「輸入品特例法」という。)の廃止を定めたものである。

【補足説明】

- (1) 輸入品特例法は、高水準で推移していた我が国貿易黒字等を背景に、日米構造問題協議の最終報告(平成2年6月)等を踏まえつつ、輸入の促進を図る観点から、大店法の特例措置として設けたものである。その内容は、大規模小売店舗内に設置される千平方メートル以下の輸入品専門売場については大店法による調整にかからしめないとするものである。
- (2) 今般、大店法を廃止することに伴い、大店法の存在を前提にその特別措置を定めた輸入品特例法も同様に廃止されるものである。

(経過措置)

第4条 この法律の施行前にされた附則第二条の規定による廃止前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第二項若しくは第三項の規定による公示に係る小売業の営業開始若しくは店舗面積の増加の制限又は旧法第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項若しくは第九条第一項から第三項までの規定による届出、届出に係る変更、承継、勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令、営業を停止すべき旨の命令若しくは報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

【趣旨】

本条は、本法の施行の際に、廃止される大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「旧法」という。)に基づく調整が行われている場合には、なお従前の例によるべきことを規定したものである。

【補足説明】

本法施行の際に、旧法に基づく手続をとっていた小売業者については、当該手続を終了すれば出店できるという期待を確保するとともに(附則第五条参照)、これまで行われてきた手続はこれを完結させるべく必要な規定を設けているものである。このため、本条は、本法施行前に旧法の届出をした者の当該届出に係る事項について、なお従前の例によることとしたものである。

第5条 この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であってこの法律の施行の日以後最初に行われるもの（この法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの）をしようとするときは、その旨及び第五条第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。

2 旧法第三条第二項又は第三項の規定による公示に係る建物であって、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第五条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について、第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であって前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるものをしようとする場合について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による変更に係る事項の届出は、第六条第二項の規定による届出とみなす。

5 第一項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第六条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十一条の規定の適用については、第五条第一項の規定による届出とみなす。

第一項

【趣旨】

この法律の施行時における既存の大規模小売店舗が、最初の変更をしようとする場合の届出に関する根拠規定を定めたものである。

【補足説明】

中活法第三十六条の第一種特例区域内における大規模小売店舗については、本条の規定は適用しない。（中活法第三十六条第三項）

この法律の施行の際、小売業が行われている店舗面積の合計が基準面積を超える大規模小売店舗を設置している者は、そのままの態様で小売業を行わせている限りにおいては何ら本法上の手続を要するものではないが、当該大規模小売店舗について、第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であって、この法律の施行の日以後最初に行われるものをしようとするときは、その旨及び第五条各号（第三号を除く）に掲げる事項で当該変更に係る事項以外のものを都道府県に届け出なければならない。変更事項以外の事項についての届出は、当該変更届出が行われることを契機に、既存の大規模小売店舗を本法の体系に組み込むために求めるものである。

第二項及び第三項

【趣旨】

本条は、この法律の施行前に旧法に基づく届出を行っていた小売業者が入居している大規模小売店舗を設置する者についての経過措置を定めた規定である。

【補足説明】

この法律の下では、大規模小売店舗を新設する者は第五条第一項の届出が必要であり、第五条第四項により営業開始の制限がかかるので、届出から八月間は当該店舗で小売業を行うことができなくなるのが原則である。

しかしながら、かかる原則を徹底すると、この法律の施行後八月間は新たに小売業を行うことが不可能となってしまうので、施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者が、この法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加を行うことにより、当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積を超えることとなる場合には、第五条第一項の規定は適用せず、当該届出に沿った小売業を行うことを認めるものとしている。

本条による経過措置の適用を、施行後八月以内に大規模小売店舗内で小売業が基準面積以上で行われることとなる場合に限定した趣旨は、当面開店をしない者が、施行日の前に、駆け込み的に届出を行うことにより、不当に新法の適用を回避することとなるのを防ぐためである（附則第四条参照）。

施行日後に大規模小売店舗となった建物の設置者が、最初に第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更を行おうとする場合には、施行日に既に大規模小売店舗を設置していた者と同様に考えられるので、前条の規定と同様の届出を行うものとする。

第四項及び第五項

【趣旨】

本項は、変更に係る事項の届出及び変更に係る事項以外のものの届出についてのみなし規定を定めたものである。

【補足説明】

この変更の届出は、第六条第二項の規定による届出とみなされる。したがって、この変更の届出については、第六条第四項の規定による当該届出の日からの八月の制限期間、第七条以降の一連の規定（説明会、都道府県の意見、勧告等）の適用がある。

また、この変更の届出は、届出が行われたものが第六条第二項の届出とみなされる規定となっていることから、第六条第二項のただし書き（省令で定める届出不要事項）については適用されるものではない。

また、変更事項以外の事項についての届出は、その後の変更届出、承継規定等との適用との関係では第五条第一項の規定による届出とみなされる。一方、第七条、第八条、第九条等との関係では第五条第一項の届出とはみなされないため、届出後の意見、勧告、公表といった手続は進行しない。

届出の手続

大規模小売店舗を設置している者の変更届出

法附則第五条第一項（法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第八の届出書を提出して行うことになる。

様式第 8 (第 2 0 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項 (法附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 以下に掲げるもののうち、上記 2 の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数
駐輪場の位置及び収容台数
荷さばき施設の位置及び面積
廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
来客が駐車場を利用することが出来る時間帯
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

第6条 前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

【趣旨】

本条は、附則の実効性を担保するための罰則について定めたものである。

【補足説明】

第1項

附則第五条第一項（附則第六条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、本法第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者と同様に扱うのが適当なので、百万円以下の罰金に処せられることとしている。

第2項

両罰規定を定めたものであり、第一項の違反行為をしたときは、行為者たる本人を罰するのは勿論のこと、その法人または自然人についても第一項に規定する刑が科せられる。

第7条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【趣旨】

本条は、本法の施行により、大店法及び輸入品特例法を廃止した後も、本法の施行前にした行為に対する罰則についてはなお従前の例によること並びに附則第4条の規定によることとされた場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることを規定したものである。

（政令への委任）

第8条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【趣旨】

本条は、前条までの規定の他に必要と認められる経過措置があれば、政令で規定し得る旨を定めたものである。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第9条 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗(以下「大規模小売店舗」という。)において行われるものを除く。)」を削る。

第十六条の二第一項中「(大規模小売店舗において行われるものを除く。)」を削る。

第十七条中「及び大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の中小小売商との間に生じたもの」を削る。

第十八条中の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の施策)

第十八条の二 地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

【趣旨】

附則第二条により大店法が廃止されることに伴い、小売商業調整特別措置法において大店法を引用している箇所について削除を行うとともに、新たに生じる可能性の高い地方の独自規制の問題に対して対処できるよう所要の規定を設けるものである。

【補足説明】

1. 大店法と小売商業調整特別措置法の関係

- (1) 大店立地法施行前には、商調法の調整スキーム(勧告、命令等)において大店法の対象となる大規模小売店舗は適用除外となっている。これは、大店法による調整が、大店法の調整対象は大企業か中小企業かを問わないこと(商調法では大企業の事業活動のみが調整対象)、業種の如何を問わずに調整が行われること(商調法では同種の物販販売への影響が調整の契機)、届出制による全数捕捉が行われていること(商調法は申出制)によるものである。
- (2) 大店法が廃止された後は、これまで、大店法による規制が及んでいることを理由に商調法が適用除外されていた部分についても商調法による規制が及ぶこととなる。具体的には商調法中の「(大規模小売店舗において行われるものを除く)」との規定が削除されることとなる。
- (3) 大店法の運用に係る経験にかんがみれば、この場合、商調法の趣旨に反したりその規制程度を超えた地方の独自規制が行われるおそれがあるので、大店法において第十五条の五が地方公共団体による独自規制の適正化の観点から設けられていたのと同様に、商調法についても、第十八条の二として、規定を設けたものである。

(通商産業省設置法の一部改正)

第10条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十号を次のように改める。

二十 削除

【趣旨】

本法の制定に伴い、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「大店法」という。)が廃止されることから、大店法に基づいた通商産業省設置法の規定について改正を行うものである。